11月20日は「こうのす☆こどもの権利の日」







問合せ　こども応援課（内線 2621）

知っていますか？こどもの権利

こどもの権利とは、すべてのこどもが安心して毎日を過ごし、自分らしく成長するために、生まれたときから持っている大切な権利のことです。「こども」とは、年齢だけで区切られるものではなく、赤ちゃんから高校生、若者まで、成長の過程にある人を含みます。

鴻巣市では、こどもの権利についてみんなで考え、こどもたちが笑顔で過ごせるまちにするために何ができるかを考える日として、毎年11月20日を「こうのす☆こどもの権利の日」としています。

こどもの声に耳を傾け、一人ひとりの気持ちや考えを大切にしながら、こどもたちが安心して自分らしく成長できる、笑顔あふれるまちをみんなでつくっていきましょう。



こどもが自分らしく、健やかに成長するための「4つの大切な権利」

❶ 安心して生きる権利

みんなが元気で安全に暮らせる権利

- 命や健康が守られる
- 差別などを受けない



❷ 豊かに育つ権利

学んだり遊んだりしながら、成長する権利

- スポーツや文化に親しめる
- 自分らしさを大切にしてもらえる



❸ 自分を守り、守られる権利

みんなが自分を守ったり、守られたりする権利

- 犯罪や危険から守られる
- 困ったときに相談できる



❹ 意見を伝え、参加する権利

自分の気持ちや考えを話せ、地域や社会に参加する権利

- 自分の考えを伝えられる
- 意見をしっかり聞いてもらえる



こども・若者のみなさんへ 相談できる場所があります

困ったことや心配なことがあったら、一人で抱え込まないでください。相談することも、みなさんの大切な権利です。信頼できる大人や相談できる窓口に話してみましょう。



こども家庭センター「ここの巣」
☎ 541-1894

家族のこと、学校のこと、兄弟やお友達のことで困っていることを相談できる窓口です。

受付時間
月～金　8：30 ～ 17：15
（祝日・年末年始を除く）

子どもスマイルネット
☎ 048-822-7007

いじめ、体罰など、こどもの権利侵害で困っていることを相談できる窓口です。

受付時間
毎日 10：30～18：00
（祝日・年末年始を除く）

電話相談 チャイルドライン
☎ 0120-99-7777

18歳までのこどもの話したいことを何でも相談できる窓口です。

受付時間
毎日 16：00 ～ 21：00
（年末年始を除く）

彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談
☎ 0120-86-3192 または #7300

いじめ、不登校、学校生活、性格などの悩みや困りごとを相談できる窓口です。

受付時間
毎日 24時間

こどもの権利を地域で支える

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施月間

標語【令和8年度最優秀作品】
189 気づいたあなたにできること

オレンジリボンは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動のシンボルマークです。

虐待からこどもを守り、安心して暮らせる環境をつくることはこどもの権利を守ることにつながります。この機会に、地域みんなでこどもを見守り、私たちにできることを考えてみませんか。

虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください

●児童相談所虐待対応ダイヤル
189（イチハヤク）　※通話無料



●中央児童相談所
☎ 048-775-4152
※ 8:30 ～ 18:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

問合せ　子育て支援課（内線 2634）

出張こども食堂

冬休み期間の1月6日（水）に、吹上児童センターにおいて、鴻巣市と鴻巣女子高等学校の連携による出張こども食堂「のすっこぺこぱく食堂」を実施します。

鴻巣女子高等学校の生徒が中心となり、普段、こども食堂を実施していない児童センターに出向き、工夫を凝らした食事や遊びを提供します。

参加には事前予約が必要です。詳細は市HPをご覧ください。



問合せ　こども応援課（内線 2621）